

産業建設常任委員会委員長報告

(令和4年3月23日)

産業建設常任委員会に付託されました議案について、
審査の経過概要と、その結果を報告します。

まず、**第46号議案、亀岡市都市公園条例の一部改正**は、
亀岡駅北土地区画整理事業により設置された公園4箇所を、
都市公園法に基づく都市公園として位置付け、有料公園施設
の使用料等を定めるとともに、運動施設の敷地面積に対する
割合の特例を設けようとするものであり、採決の結果は、全
員をもって原案可決すべきものと決定しました。

なお、**指摘要望事項として**、都市公園の管理については、
適正な維持管理のための計画をしっかりと立てるよう指摘
要望するものであります。

次に、**第47号議案、亀岡市^{すいどう}水道事業基金条例の制定、及
び、第48号議案、亀岡市^{げすいどう}下水道事業基金条例の制定**は、水
道及び下水道施設の建設改良、企業債の償還等に必要な財源
を確保することにより、将来にわたる健全な運営に資するた
め、**水道事業基金及び^{すいどう}下水道事業基金^{げすいどう}**を設置しようとするも

のであり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、**第53号議案、財産の取得**は、国道423号法貴バイパス整備事業に伴う市道上畑ヶ池ノ北線（うへはたがいけのきたせん 犬飼バイパス）道路改良事業用地の取得であり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、**第54号議案、市道路線の認定、廃止及び変更**は、40路線を認定し、3路線を廃止、3路線を変更しようとするものであり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

以上、簡単ではありますが本委員会の報告といたします。

○都市公園の適正な維持管理を

都市公園条例の一部改正
可決（全員賛成）

亀岡駅北土地区画整理事業により設置された公園4か所を、都市公園法に基づく都市公園として位置付け、有料公園施設の使用料などを定めるとともに、運動施設の敷地面積に対する割合の特例を設けようとするもの。
フットサル場やスケートボード広場の使用料金については、市民の利用率の向上を図るため、市外の人の使用料を5割増しとする規定を設ける。

【主な質疑・意見】

問 コンセントの使用の管理はどのようにするのか。

答 申請の受け付けや料金徴収は都市整備課が行う。

意見 今後、職員が管理しやすいようにしてもらいたい。

問 使用するための半日券や一日券のような券を作ってはどうか。

答 指定管理者が決まれば、運用の中でできるかもしれない。

問 今後も、亀岡市が管理しなければならぬ都市公園は増えるのか。

答 民間の開発であっても、大規模な公園については、開発者と協議を行った上で決定し、亀岡市の管理公園とする場合においては、開発者に一定の管理費を負担してもらい、亀岡市が管理することになる。

【指摘要望事項】

都市公園の管理については、適正な維持管理のための計画をしっかりと立てられたい。